

木質バイオマスの利用推進

ペレットストーブを設置！

バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「バイオマス活用推進基本法」（平成21年施行）に基づき、平成28年に「**バイオマス活用推進基本計画**」が閣議決定されました。

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、**資源の循環的・効率的利用を進め、環境に与える負荷の少ない経済社会**を築いていくことが人類共通の課題となっていますが、そのための方策のひとつとして、関係省庁が連携し、再生産可能な「**木質バイオマス**」の**素材・エネルギー利用を推進**することとされています。

林地残材（年間約800万トン発生）の利用率アップの目標

平成26年 **約9%** ⇒ 令和7年 **約30%以上**

木質バイオマスはその発生形態によって、①林地残材（未利用間伐材等）、②製材工場等残材、③建設発生木材に分類され、このうち①**林地残材は、発生量が他に比べて多いものの、搬出・運搬にコストがかかるため、利用される割合が少なくなっており、その利用拡大を図ることが求められています。**

木質ペレットの生産量

平成20年 **3.6万トン** ⇒ 平成30年 **13.1万トン**

林野庁の出先機関である「高尾森林ふれあい推進センター」では、身近な生活の中での木質バイオマス利用の一例として、**クラフト体験室と展示室に木質ペレットストーブを設置し、来館者の皆さんにその良さを体感していただくとともに、木質バイオマスの利用促進についてPRすることとしました。**

